


1-4 その他の情報

No	自治体名 【更新日】	内容	対象	手続	連絡先	URL	QR
0	熊本県 【20201001更新】	<p>■条例に基づく許可等の有効期間の延長について ※令和2年12月28日まで延長</p> <p>■期間内に履行されなかった義務の免責 ※本来の期間まで履行できなくとも、令和2年10月30日までに履行すれば行政上・刑事上の責任を問われません</p>	<p>⑦災害救助法の適用を受ける市町村の区域に住所等を有する方</p> <p>④次の許可等</p> <p>①食品製造業・食品販売業・食品行商の許可</p> <p>②屋外広告物の表示・提出物件の設置の許可</p> <p>③屋外広告業者の登録・更新の登録</p> <p>④浄化槽保守点検業者の登録・更新の登録</p> <p>⑤その他</p>		総務部 県政情報文書課 096-333-2061	https://www.pref.kumamoto.jp/kiji/35105.html	
0	日本損害保険協会	<自然災害等損保契約照会制度> 保険証券の紛失等により損害保険契約の手がかりを失った場合でも、契約の照会が可能です			自然災害損保契約照会センター 0120-501-331	https://www.sougo.or.jp/soudan/icrcd.html	
0	生命保険協会	<災害地域生保契約照会制度> 保険証券の紛失等により生命保険契約の手がかりを失った場合でも、契約の照会が可能です			災害地域生保契約照会センター 0120-001731	https://www.seiho.or.jp/data/billboard/search/	
0	肥後銀行	<p>・通帳カードの紛失 ⇒096-352-3400まで連絡(24時間対応)</p> <p>・通帳等を紛失しても原則20万円までの引出が可能</p>				https://www.higobank.co.jp/information/detail?id=1007#helpdesk	
0	熊本銀行	<p>・通帳カードの紛失 ⇒0120-153-355</p>				https://www.kumamotobank.co.jp/202007_saigai/	
1	八代市 【20200807更新】	災害に関する証明書の手数料が免除されます 証明書の種類：①所得証明書②資産証明書③納税証明書④住民票の写し⑤印鑑登録証明書⑥マイナンバーカードの再交付	罹災証明書の交付を受けられた方	<p>①～③：市民税課</p> <p>④～⑥：市民課</p> <p>各支所地域振興課（千丁・東陽・泉）、鏡支所は市民環境課</p> <p>日奈久出張所</p>	<p>①～③は市民税課 0965-33-4107</p> <p>④～⑥は市民課 0965-33-4110</p>	http://www.city.yatsushiro.lg.jp/kiji/035771/index.html	
2	人吉市 【20200805更新】	<p>■各種証明書の交付手数料等の免除</p> <p>■住民票・戸籍謄本・印鑑登録証明書・マイナンバーカードの再交付・納税証明書・所得証明書・課税証明書・資産評価公課証明書など</p>	令和2年7月豪雨で罹災証明書又は被災証明書の交付を受けられた方	■各窓口で罹災証明書又は被災証明書を提示してください	市民部 市民課 市民係 0966-22-2111(内線1211)	https://www.city.hito-yoshi.lg.jp/q/aviaw/58/13881.html	
17	荒尾市 【20200817更新】	<p>■エアコンの購入設置費用の補助</p> <p>■エアコンの購入設置に係る経費の合計額で、上限を10万円(世帯1回まで)</p>	<p>■対象：荒尾市内で豪雨の被害を受け、準半壊、半壊、大規模半壊、全壊の罹災証明を受けられた方</p> <p>※豪雨災害後に購入設置された方も対象</p>	<p>■申請期限：令和2年7月7日～令和3年3月31日</p> <p>■申請窓口：建築住宅課</p> <p>■必要書類等：①申請書 ②罹災証明の写し ③住民票(世帯全員分) ④エアコンの品名、品番、規格、価格、支払日がわかる領収書の写し ⑤エアコンの設置状況及び品名や型番などが確認できる写真等 ⑥補助金の振込先が確認できる通帳等の写し</p>	産業建設部 建築住宅課 住宅管理係 0968-63-1491	https://www.city.arao.lg.jp/q/aview/167/16965.html	

17	荒尾市 【20200821更新】	<p>■自動車廃車に関する支援金</p> <p>■令和2年7月豪雨により自動車が使用できなくなった人の生活移動手段の確保を支援するため、支援金を支給（1台あたり5万円※申請は1人1台限り）</p> <p>※一時抹消登録・永久抹消登録または滅失・解体の届け出を行った車が対象</p> <p>※事業用の自動車、自動二輪車、原付は対象外</p> <p>※申請人と同一世帯の世帯員が所有または使用している自動車も対象</p>	<p>■対象：令和2年7月6日時点を基準として、荒尾市に住居登録をされている人で、今回の豪雨により所有されている自動車が使用できなくなった人</p>	<p>■申請期限：令和2年8月17日～令和2年12月28日。平日8時30分～17時15分</p> <p>■申請窓口：くらしいきいき課</p> <p>■必要書類等：①申請書 ②本人確認書類 ③振込先口座確認書類（通帳とか） ④令和2年7月豪雨による全損証明書(※1)または、令和2年7月豪雨による修理不能証明書(※2)</p> <p>※1は損害保険会社、※2は自動車整備工場に証明をいただいでください</p>	くらしいきいき課 0968-57-7163	https://www.city.arao.lg.jp/q/aview/103/16947.html	
----	---------------------	---	--	---	--------------------------	---	---